

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p><u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 取締役会</u></li> <li><u>2. 監査役</u></li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol>
<p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>(株式の総数および株式の消却)</p> <p><u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、2億5,700万株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、2億5,700万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></li> </ol>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)  第9条 当社の株券の種類は、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(名義書換代理人)  第10条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。  ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第11条 株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式の取扱いに関する諸手続ならびに手数料に関する事項については、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(基準日)  第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  ② 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。  ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第13条 当社の株式の取扱いに関する諸手続ならびに手数料に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第13条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)  第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)  第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)  第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、<u>議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印し、または電子署名する。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (省 略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の在任者の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 (省 略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれ</u>を行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  <u>第24条</u> 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印し、または電子署名する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  <u>第25条</u> 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名をおくことができる。  ② 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p><u>第26条</u> (省 略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)  <u>第27条</u> 取締役の報酬総額および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 執 行 役 員</p> <p><u>第28条</u> } (省 略)  <u>第29条</u> }</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p><u>第30条</u> (省 略)</p> <p>(選 任)  <u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。  ② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(任 期)  <u>第32条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。  ② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする</u>。</p> <p><u>第33条</u> } (省 略)  <u>第34条</u> }</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第35条</u> 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印し、または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)  <u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  <u>第28条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(報 酬 等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 執 行 役 員</p> <p><u>第31条</u> } (現行どおり)  <u>第32条</u> }</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(選 任)  <u>第34条</u> 監査役は、株主総会において選任する。  ② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)  <u>第35条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p><u>第36条</u> } (現行どおり)  <u>第37条</u> }</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第36条 監査役の報酬総額および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金) 第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第40条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年以内に受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 ② 未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</p>	<p>(監査役会規程) 第38条 監査役に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会の定める「監査役会規程」による。</p> <p>(報 酬 等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</p>

以 上